

「過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業」に関するQ&A

1. 制度内容及び申請手続きについて

令和6年度版

事項	質問	回答
応募	1回の募集において、1市町村において2以上の集落ネットワーク圏形成事業を行うことは可能ですか。また可能であれば、それぞれで申請が必要ですか。	1回の募集において、1市町村から複数地区（件）の応募も可能です。その際、申請は1地区（件）ごとに分けてください。
対象地域	実施要綱第4（10）のその他準ずる地域と総務大臣が認める地域とは、どのような地域ですか。	実施要綱第4の（1）から（9）と同程度の厳しい環境にある地域を想定しており、例えば、経過措置期間中の特定市町村及び特別特定市町村並びに準過疎市町村などが該当します。 なお、その根拠となる資料を提出いただく必要があります。個別具体的には、担当までお問い合わせください。
	実施要綱第2の2「その他組織」に定義される「特定非営利活動法人等」の「等」とは、具体的に何を指しますか。	一般社団法人等を想定しています。なお、株式会社については、地域住民の出資によるものなど、住民による活動が主であると判断されるものは対象となります。
	住民団体に法人格は必要ですか。	必須ではありませんが、様々な事業主体となるため、法人格がある方が望ましいです。
都道府県の役割	都道府県の役割とはどのようなものですか。	各都道府県内の応募団体から提出される関係書類の取りまとめ、記載内容の確認や各団体との連絡調整などが考えられます。
集落ネットワーク圏	市町村全域を集落ネットワーク圏とみなして事業を実施することは可能ですか。	本事業における集落ネットワーク圏は、市町村が地域の実態に応じて任意で設定するものですので、地域の実態に鑑み、市町村全域を一つの集落ネットワーク圏域として定めるという整理を行うのであれば、認められます。
	「集落ネットワーク圏計画」とはどのようなものですか。	「集落ネットワーク圏」において行おうとする生活支援の取組や地域産業を振興する活動等の方針を取りまとめた市町村の計画のことです。
	既に市町村で集落ネットワーク圏計画に類するものを策定している場合において、応募に必要な「集落ネットワーク圏計画」を改めて作成する必要がありますか。	改めて作成する必要はありません。
	2以上の市町村をまたがる区域でのネットワーク圏の設定は認められますか。	認められます。その際は個別にご相談ください。
事業実施計画	事業実施計画に盛り込む内容について、住民の議論の反映はどこまで求められますか。	本事業は、当該集落ネットワーク圏の住民の議論及び合意を踏まえていることが前提です。
	実施計画（実施要綱様式第2号※5）で求められている「活性化プラン」とはどのようなものですか。	「活性化プラン」とは、（集落ネットワーク圏での暮らしを取り巻く実態や将来に向けたニーズ、活動への参加意向を把握した後、）住民や各種団体との話し合いの結果に基づいて地域運営組織等が作成した、地域が目指すべき将来像とその実現に向けた方策をまとめたものです。 なお、活性化プランにおいては、地域の課題を特定し、達成目標を設定した上で、集落ネットワーク圏で行う具体的な施策や実行に向けたスケジュール等を盛り込み、実効性のあるプランとすることが望ましいです。
	他の国費の補助や県単独の補助と合わせて行う事業については、対象となるのですか。 （個別事業A、B、Cのうち、A、Bは本事業で行い、Cは県単独の補助で実施する場合等）	国の補助事業や他の助成措置と本事業の交付対象経費が重複しなければ対象となります。
	既存事業は対象となるのですか。	従来と同様の事業を行うものについては、対象となりません。

2. 交付金について

事項	質問	回答
交付金の流れ	市町村への直接補助ですか。(県の予算化は不要ですか。)	市町村への直接補助であるため、県の予算化は不要です。
交付金の支払い	交付金の支払いについては精算払いですか。	そのとおりです。
交付対象経費	交付対象経費の範囲を教えてください。	事業の実施に必要な経費については、食糧費、建設地方債が充当可能な経費等を除き対象としています。
	人件費は対象となりますか。	専ら本事業に従事することとなる人材に係る賃金、報酬等は対象になります(ただし、内部管理等に係る人件費は対象外です。)
	市町村が所有する施設の改修費は対象となりますか。	市町村が所有する施設の改修費は対象外です。
	民間の団体等が所有する施設の改修費は対象となりますか。	対象になります。ただし、本事業の趣旨を踏まえ、交付金対象経費の30%を超える施設改修費は総務省からの内示の際に減額の対象となります。
財産管理	本交付金により取得した車両、備品等について財産管理はどうなりますか。	過疎地域持続的発展支援交付金交付要綱の規定により管理をお願いします。 なお、間接補助事業者(市町村から交付金を受ける地域運営組織等)においても、直接補助事業者(市町村)に準じた管理が必要です。
実績報告関係	交付要綱別紙4の4-4事業実績には、報告時に提出を要する添付書類として、領収書又は請求書に代わり「市町村から事業実施主体への支払がわかるもの(支出命令簿等の写し)」も認めています。支出命令簿等とは具体的に何を指しますか。	「支出命令簿等の写し」とは、支出負担行為書に加え、支出済みの場合は支出命令書、未支出の場合は額の確定通知書を指します。これらが用意できない場合は、請求書又は領収書の写しの添付が必要です。 なお、交付要綱第17の2の規定により、交付金事業者は事業に係る領収書等を整備し、会計帳簿とともに事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならないこととされているので、都道府県及び市町村は必要な助言や指導を行ってください。

3. 交付限度額について(令和3年度～)

事項	質問	回答
交付限度額の上乗せ分について	どのような内容か。	令和3年度からは、 <u>交付対象経費の限度額を2,000万円から1,500万へと引き下げた上で、下記事業を実施する場合には当該限度額を上乗せすることとしています。</u> ① 専門人材を活用する事業 +500万円 ② ICT等技術を活用する事業 +1,000万円 上記(①+②)併用事業 +1,500万円 (なお、下限額は従来どおり500万円とします)
上乗せ分の対象経費(ICT等技術活用事業)について	上乗せが可能であるICT等技術活用事業に対する対象経費はどういったものか。	上乗せ分として想定される経費としては、ICT等技術活用のために必要な調査に係る経費、必要な機材や備品の購入、リースに係る経費、ICT等技術を運用するための委託費や人件費、諸謝金等、その他事業実施のために必要な庁費が想定されます。
上乗せ分の対象経費(専門人材)について	上乗せが可能である専門人材に対する対象経費はどういったものか。	集落ネットワーク圏の外部の専門人材の活用に対する費用(委託費、謝金、旅費等を想定)が対象となります。